



平成元年2月号から平成28年12月号までを製本「広報きくよう縮刷版」を販売

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

町では、「広報きくよう縮刷版3・4・5・6(平成元年2月号～28年12月号)」を販売しています。

「広報きくよう縮刷版」

町では、昭和版の続刊として、「広報きくよう縮刷版3・4・5・6」を販売しています。菊陽バイパス(国道57号線)の開通など、町の基礎が固くられ、発展していく様子が記録されています。また、登場していただいている町民の皆さんのコメントなどからは、発刊当時の雰囲気そのままに感じられます。

購入について

- 販売物
広報きくよう縮刷版
3・4・5・6
1セット4分冊
(分売はできません)
- 販売価格
1セット 4千円
- 購入方法
①総合政策課に電話で申し込み
②総合政策課窓口で代金支払い、受け取り
- 受付時間
午前8時30分～午後5時15分
(土)(祝)を除く)
- 注意事項
・販売用は数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。
・申し込みは1人に付き1セットまでです。
・県外などへの発送はご相談ください。



行政への苦情や要望などを受け付け行政相談委員が委嘱されました

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

板垣勝幸さん(あさひヶ丘)と佐藤清孝さん(南方)が菊陽町担当の行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、行政運営の改善などに熱意を持った人に委嘱されます。住民の皆さんの毎日の暮らしの中で感じた行政の仕事への苦情や要望などを

直接受け付け、住民と行政のパイプ役として、その解決、実現の手伝いをします。相談は無料で、秘密は守られます。

町では、定期的に相談所を開設していますので、気軽にお越しください。詳しい日程は、30ページの「ふれあい総合相談」内の「行政相談」をご覧ください。



全ての事業所・企業が対象です 令和3年経済センサス活動調査

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

令和3年6月1日を基準日とする「令和3年経済センサス活動調査」が全国一斉に実施されます。

本調査は、全国の経済活動の状態を地域別に明らかにすることを目的に実施され、全ての事業所、企業が対象とされています。

5月下旬から調査員が調査書類をお持ちしますので、インターネットまたは紙の調査票で回答してください。調査員はマスクや手指消毒など

新型コロナウイルス感染症対策をして伺います。

この調査で得られた情報は統計以外の目的で使用されることはなく、調査員に守秘義務が課せられておりますので、安心してご回答ください。なお、調査員は「調査員証」と「腕章」を携行し、調査に関係のないことは聞きません。調査員になりました「かたり調査」にご注意ください。

消費生活相談窓口のご案内

困ったときはご相談ください!



例えばこんなトラブルで困っていませんか?

- ネット広告による通販トラブル
ネット広告で目にした無料お試しダイエットサプリを申し込んだが、翌月も同じ商品が届き、今度は料金を請求された。広告を再度確認すると、小さい文字で「定期購入契約、初回のみ無料」と書かれていた。スマートフォンの画面上で契約を確認したつもりが、詳細を読み飛ばしていた。
- 点検商法(リフォーム)
「地震後の家屋の無料点検をしている」と業者が突然訪問してきた。無料なのでお願いしたところ、「柱や床が傷んでいるので、すぐに修理しないと後で何百万円もかかってしまう」と言われた。不安になり、すぐに契約を結んだが、翌日冷静に考えると必要ないと思えてきた。契約は解除できないか。

「自宅に不審なはがきが届いた」「携帯電話に身に覚えのない料金請求メッセージが届いた」「訪問販売で買いたくないものを買わされた」など、不安に思っていることはありませんか。

ささいなことでもひとりで悩まず、ご相談ください。菊陽町、大津町、西原村の住民は、3町村いずれの窓口も利用できます。曜日ごとに窓口を開設する町村が決まっていますので、確認の上ご相談ください。

- 相談窓口
(月) 菊陽町役場 ☎(232)2112
(火) 大津町役場 ☎(293)3111
(水) 西原村役場 ☎(279)3112

■相談時間と方法
午前10時～午後4時 電話のみ(無料)
現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話相談のみとしています。

■問い合わせ
総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

令和3年度(前期)県営住宅 補充入居待機者募集

県では、県営住宅の明渡しがあった場合の補充入居待機者を募集します。

- 募集案内書(申込書類)配布場所
県営住宅管理センター
菊陽町役場 建設課・西部支所
(株)明和不動産 各店舗
- 配布期間・時間
5月17日(月)～6月14日(月)(土)(日)を除く
午前9時～午後5時
(株)明和不動産は店舗により定休日および営業時間が異なります。
- 申込期間 6月4日(金)～14日(月)
- 申込方法
①案内書についている封筒で特定記録郵便にて郵送(6月14日(月)までの消印有効)
②県営住宅管理センターにある専用受け付けボックスに投函(午前9時～午後4時)
- 問い合わせ
県営住宅管理センター ☎(213)2711

軽自動車税の障がい者減免

- 一定の要件に該当する人の減免申請を受け付けます。
- 対象車両
①身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者が所有する軽自動車
②身体障がい者(18歳未満)・精神障がい者・知的障がい者と同一生計の人が所有する軽自動車
詳しい要件は町公式ホームページまたは、下記問い合わせにご確認ください。
- 車両台数 普通車を含め1台のみ
- 手続き場所 菊陽町役場 税務課
(西部支所では申請できません。)
- 必要なもの
①減免申請書
②身体障害者手帳などの手帳(郵送の場合は受付印が押印されている箇所のコピー)
③運転免許証
④自動車検査証(車検証)
⑤軽自動車税納税通知書
⑥印鑑
⑦マイナンバーが分かる書類
前年度に車両の減免を受けた人は、郵送で申請することができます。
- 申請期限 5月24日(月)
申請期限を過ぎると、減免は受けられませんのでご注意ください。
- 問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎(232)4911